最終更新日：2017年11月29日
株式会社ハピネス・アンド・ディ
代表取締役社長　田　泰夫
問合せ先：経営企画室　03-3562-7525
証券コード：3174
http://www.happiness-d.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、当社内の各部門が諸規程に準拠して業務を遂行することによって、リスク対策を実施しております。あわせて経営環境の変化に対応した迅速な経営の意思決定と、経営の健全性向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレトガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
田　泰夫	780,800	31.32
田　篤史	570,000	22.86
有限会社ＤＥＮ	180,000	7.22
田　裕行	71,800	2.88
田　啓子	70,000	2.80
井上　知恵子	63,800	2.55
ハピネス・アンド・ディ従業員持株会	32,700	1.31
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	17,300	0.69
ＴＨＥ　ＢＡＮＫ　ＯＦ　ＮＥＷＹＯＲＫ　ＭＥＬＬＯＮ　１４００４０	12,400	0.49
助田　雅之	9,900	0.39

支配株主（親会社を除く）の有無	田　泰夫、田　篤史
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、平成29年８月31日現在となっております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	８ 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引等を行う際には、取締役会において取引内容、取引条件及び取引の妥当性等について審議し、決議することとしております。また当該取引が適法かつ適正な条件に基づいており、且つ他の第三者との取引と同様に行うことを基本方針としております。
さらに、必要に応じ、弁護士、会計監査人等外部専門家の意見を求めることで、取引の公正性の確保を図っております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と内部監査室は緊密に情報交換を実施し、効率的で実効性のある監査の実施に努めております。また、会計監査人とも定期的あるいは必要に応じて情報交換を行い、三様監査の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長谷川　正和	税理士													
川崎　隆治	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川　正和	○	―――	同氏は、税理士事務所の所長をしており、税務や会計に豊富な知識と実務経験を有しております。 また、当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定いたしております。
川崎　隆治	○	―――	同氏は、社労士として豊富な実務経験を通じて高度な能力と見識を有しております。 また、当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定いたしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を一層高めることを目的として、取締役に対して株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を発行するものです。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

取締役については、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を一層高めることを目的として、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を発行するものです。
従業員については、業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材を確保することにより、当社の企業価値を向上させることを目的として、新株予約権を発行するものです。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役と監査役の報酬総額をそれぞれ開示しております。

なお、平成29年８月期の報酬額は以下のとおりです。

取締役 98,080千円

監査役（社外監査役を除く。） 6,250 千円

社外監査役 3,960千円

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権にかかる当事業年度中の費用計上額（取締役9,955千円）を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役に対する情報伝達は、常勤監査役が定期的に行っております。また原則として月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて随時監査役会を開催することで情報を共有しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、当社内の各部門が諸規程に準拠して業務を遂行することによって、リスク対策を実施しております。あわせて経営環境の変化に対応した迅速な経営の意思決定と、経営の健全性向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。

a 取締役会

取締役会は、7名（男性6名、女性1名）で構成され、原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は、法令に定められた事項及び経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行の監督をする機関と位置づけております。毎月の営業状況や業績の報告が行われ、経営課題等について審議・決議しております。また、監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

b 監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名（非常勤2名は社外監査役）の計3名（男性3名、女性0名）で構成されております。監査役は、取締役会や経営会議など社内の重要な会議に出席するほか、取締役、従業員及び会計監査人から情報を収集するなどして、取締役の職務の執行を監督しております。原則として月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて随時監査役会を開催しております。

c 経営会議

経営会議は、取締役会の決定した経営基本方針に基づき経営に関する重要な事項を審議・決議するため、取締役、監査役のほか、部門長及び取締役社長が指名する者で構成されております。部門長も加わることで、各部門の意見も吸い上げております。原則は月1回の開催でありますが、問題がある場合は随時開催し、迅速且つ適切に対応しております。

d役員報酬の決定方法等

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、業績、個人の貢献度等を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。また、監査役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会が経営上の重要な事項についての意思決定を行っております。現在は、社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役2名を含む監査役3名により構成される監査役会を設置しており、監査役及び監査役会が経営上の監視・監督を行っております。
この体制により、経営効率の向上を図るとともに、監査役及び監査役会が実効性ある監査を実施することで、経営意思決定の適法性・透明性を確保しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の発送日を法定期限より早く発送いたしました。また、発送日の前々日に招集通知を当社ウェップサイト上に掲載いたしております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内に当社のIR情報専用のコーナーを設け、法定開示資料、適時開示資料、決算説明会資料、財務情報等の掲載を行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	情報開示体制につきましては、上場企業として経営の最重要課題と考え、経営企画室において企業内容開示に対応すべき社内体制の強化を図っております。その際の担当役員は取締役経営企画室長である追川正義としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	児童虐待を防止する運動である「オレンジリボン運動」への参加・寄付を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、平成27年4月13日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を改定する決議を行っており、概要は以下のとおりです。

1．取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を確立するため、「コンプライアンス規程」をはじめ関連諸規程を定める。
(2) 法令及び定款遵守の実効性を確保するため、取締役会の下に設けられたリスク管理委員会を中心にコンプライアンスの推進を図る。
(3) 内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について内部監査を行い、適宜改善事項を指示し、その是正、改善を図る。
(4) 法令違反行為等に関する従業員からの内部通報に対しては、速やかに適切な処置をとり、違反行為の早期発見と是正を図る。
(5) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、「反社会的勢力対策規程」に則り、毅然とした対応をとる。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理する。

(2) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧できるように検索可能性の高い方法で保存、管理する。
(3) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づいてセキュリティの確保を図るとともに、継続的にその改善を図る。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスク管理体制の整備は、「リスク管理規程」に定めるリスク管理委員会を中心にその推進を図る。
(2) 平時においては企業活動に関わるリスクを洗い出し、その対応策を社内規程やマニュアル等に定める。
(3) リスクが顕在化した場合には、「防災マニュアル」その他の定めに従って、迅速な対応を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)「組織規程」、「業務分掌規程」等により、効率的な職務執行を確保するための分権を行う。
(2) 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
(3) 経営会議を原則月1回開催し、重要事項の事前協議等により、取締役会の職務執行の効率性を確保する。
(4) 取締役及び執行役員は、職務執行状況を適宜取締役会に報告する。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
(2) 当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期計画を具体化するため、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算配分等を定める。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
(2) 当該従業員は、監査役の指揮命令に基づき業務を行う。
(3) 当該従業員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重し対処する。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて、その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
(2) 取締役及び従業員は、業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査役に報告する。
(3) 当社は、監査役へ報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び従業員に周知徹底する。
(4) 監査役は、取締役会、経営会議のほか、重要な会議に出席することができる。
(5) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

9．その他監査役の監査が、実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役、会計監査人及び内部監査室は、定期的または必要に応じて監査役と意見交換を行い、監査役監査の実効性の確保に努める。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役社長である田泰夫は、かねてより反社会勢力と絶対に付き合わないという信念を有しておりますので、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、このような信念の持主であることから、取締役会、経営会議等において、折に触れ、自ら注意を促しております。さらに当社では「反社会的勢力対策規程」、及び「反社会勢力排除に関するマニュアル」を制定し、新規取引先と取引を開始する場合には外部データを活用した信用調査を実施し、取引金融機関、ＳＣ開発業者及び取引先等からの風評を必ず収集したうえで取引を開始する体制を確立しております。
継続取引先については、定期的に取引先全社の風評調査を行っております。また、取引先との間で締結する「取引基本契約書」では、
取引先が反社会勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。
店舗における反社会勢力への対応は、マネージャー又は店舗責任者に対する研修を定期的に実施し指導しております。また店舗において反社

会勢力からの接触や不当要求があった場合には、直ちに本社総務人事部に連絡し総務人事部で対応することを「危機管理対応マニュアル」に記載し周知徹底しております。
さらには、反社会的勢力との関係が懸念される事項があれば、代表取締役社長の田泰夫や役員、部長等が、常時顧問弁護士に相談できる体制を構築するとともに、ＳＣ開発業者や業界団体等により開催される法務関係のセミナー等に、総務人事部長や営業部長等を中心に参加し、意識の徹底とともに情報収集に努めております。その他、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会にも参加しており、所管警察署との連携した体制の構築も進めております。
これらを受け、当社の主要な会議(全体会議等)や、各店舗ごとの朝礼などの機会を利用し、適宜関連情報の周知を図っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制の模式図

株式会社ハピネス・アンド・ディ

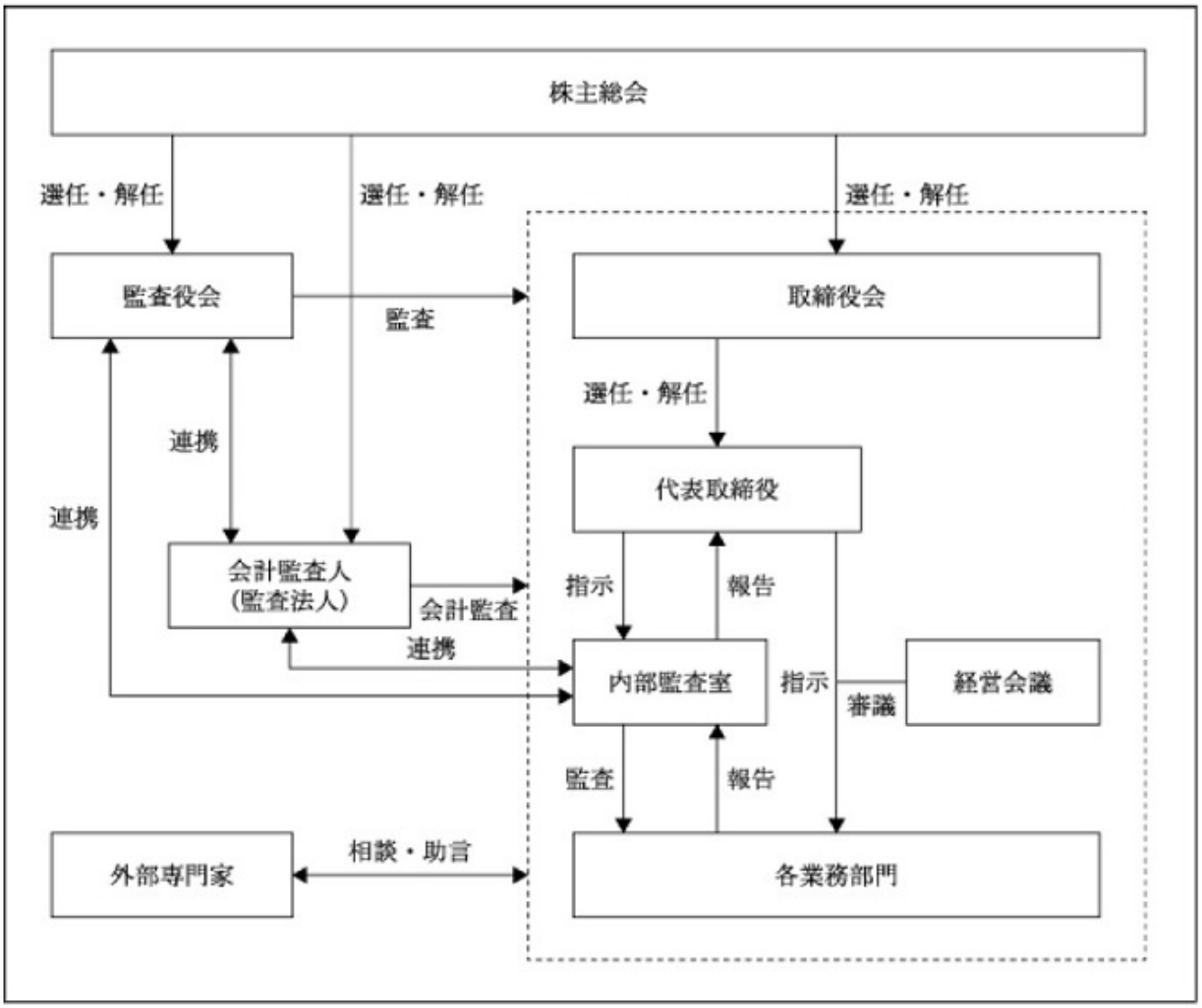

適時開示体制概要図

株式会社ハピネス・アンド・ディ

＜当社に係る決定事実に関する情報等＞

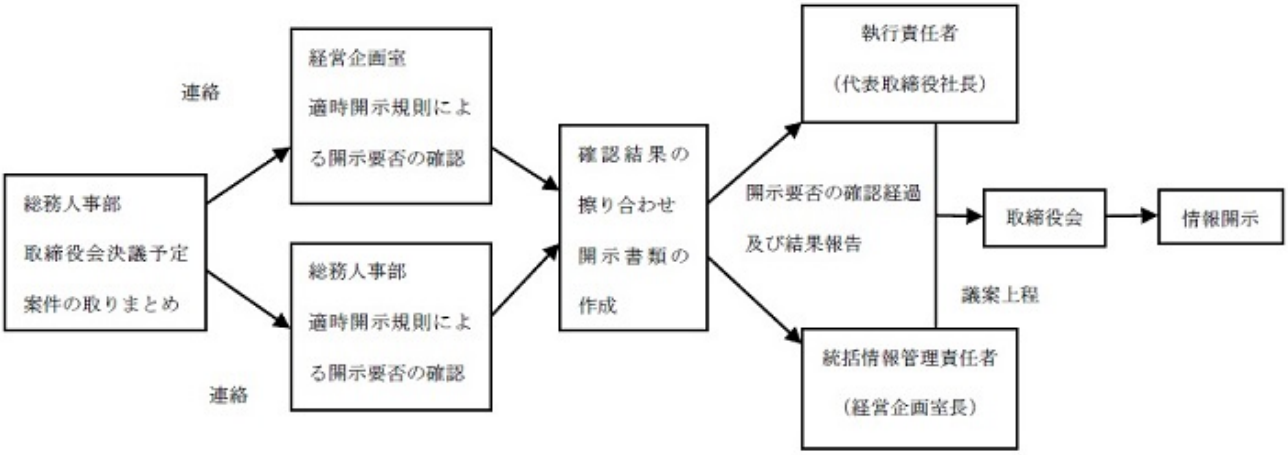
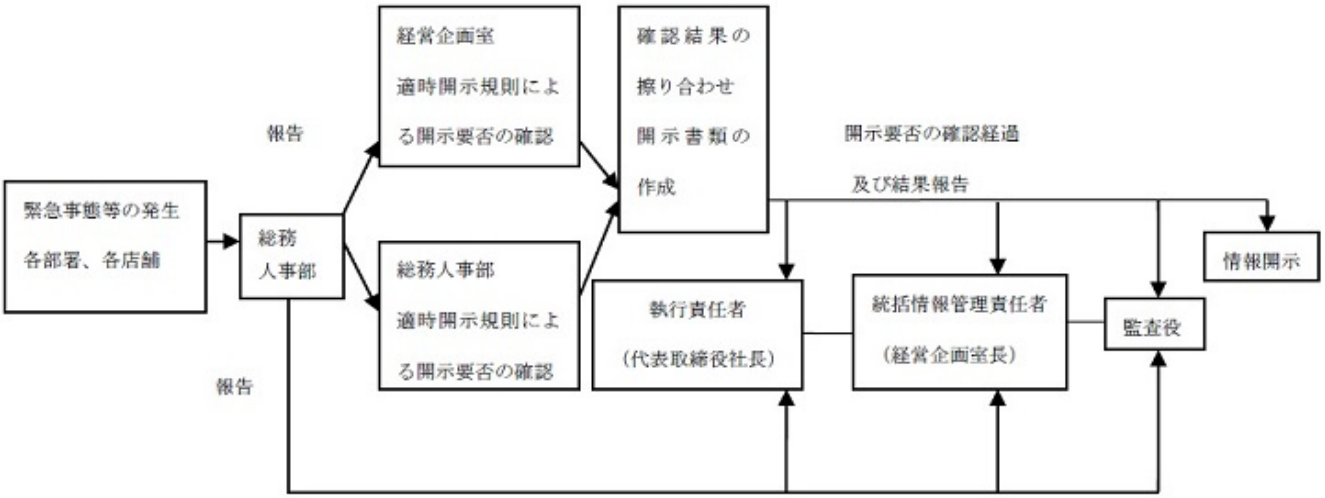
＜当社に係る発生事実に関する情報等＞